

令和4年11月泉南市農業委員会定例会

令和4年11月9日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

岩本 和男	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

・欠席委員

(推進委員) 西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年11月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、田中一寿子委員より退任の届出が出ております。後ほど議案にて説明させていただきます。出席委員については、過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 どうも皆さんご苦労様でございます。泉南市農業委員会11月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、前回の議案に有りましたが、〇〇委員の友人である機械設備関係の会社を経営されている方が泉南市〇〇地区でクラフトビールの素となる大麦の栽培をするという事で、利用集積を行い、〇〇委員のご尽力もございまして一度に5反もの遊休農地の解消となりました。先週の土

会 長 曜日に、大麦の植え付けの立ち合いに行ってまいりました。それだけの広さの植え付けを半日で行い、翌日には除草剤を撒いて栽培するとの事でした。新規就農者だと思っておりましたが、実際には、この方は〇〇地方出身で、〇〇地方でも農業を共同経営されておりまして、〇〇地方の農協の方も来ておりました。また、行政も参加してやっていくという事です。ですので、泉南市でも局長に立ち会っていただきました。

ともかく、われわれ農業委員、推進委員の仕事というのは1反でも多くの遊休農地を解消する事です。これからは各地区において、貸借を希望されている方がいたら、進んで斡旋していただきたいと思っておりますので、皆さんの更なるご協力をお願いいたします。

それでは、本日は議案が合計4件、議案が急遽1件追加されております。報告案件2件でございます。また、協議会でもいくつか案件がございますので、最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、7番 伊藤委員、9番 宮下委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和4年議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第27号3件について朗読する。議案第27号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただけます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 10月28日に事務局の方と現地確認いたしました。No.1につきましては、現在は米の刈り取り後の状態でございます。No.2につきましては、玉ネギ苗と玉ネギの極早生を植え付けておりました。

〇〇委員 それと、その他の野菜も作付けしておりました。No. 3につきましては、べた鋤き後に草が生えている状態です。これは保全管理期間の状態だと思われます。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第27号につきまして補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、譲受人の農地への搬路が無くなってしまいうため、農地の維持を行う為に、道路に隣接する当該地を所有権移転するものです。

 No. 2、3につきましては、生前贈与です。譲渡人は、体調が思わしくなく、農地管理については、これまで農業経営基盤強化促進法による利用権設定にて農業塾第1期卒業生が営農されておりました。しかし、当該農地において、本市地区計画により大型量販店が出店されるため、利用権解除と共に、所有権を娘名義するものです。

会 長 ありがとうございます。

 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第27号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

 異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第27号に賛成の方は挙手をお願いします。

 出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第28号3件について朗読する。議案第28号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 それでは報告させていただきます。過日、現地確認を行いました。被設定人はネギ農家でございます、引き続きネギを栽培しておりますので、なんら問題ございません。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第28号につきまして補足説明させていただきます。

先ほど農業委員より説明がありましたが、元々は被設定人の祖父が当該農地で利用権設定をしておりましたが、出荷先に生産者登録する条件として、耕作証明が必要となったため、祖父と設定人との利用権解除を行った後、再度、孫である設定人と利用権設定するものです。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 他にご質問ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第28号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第28号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして、令和4年議案第29号「相続税納税猶予に関する適格者証明の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第29号1件について朗読する。議案第29号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

相続人は、令和4年1月31日に相続されました。被相続人が所有している耕作農地1,936㎡全てを分配相続されており、相続税納税猶予の申請をするものです。被相続人の母（相続人の祖母）から平成22年8月20日付けで、1/10を被相続人が所有し、9/10を相続人が所有されておりますが、その当時においては、相続税納税猶予の申請はなされておられません。今回、1/10の相続税納税猶予の申請を行うものです。今回で相続人の権利分配率は、3筆共100%の権利を所有する事になりました。相続人は、被相続人と同居し、農業従事をされてこられたものと思われます。年齢は46歳です。

会長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 農業委員からの報告はありますか。

事務局 もうすでに9/10は相続されておりましたし、現状、営農されておりますので、農業委員さんとの立会は省略させていただいております。

会長 そうですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第29号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第29号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり承認することといたします。

会長 続きまして令和4年議案第30号「泉南市農業委員会委員の退任ついて」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第30号1件について朗読する。事務局の方から議案第30号につきまして補足説明させていただきます。10月31日付で大阪府行政書士会会長より泉南市農業委員会農業員推薦の取り下げについての届出書が泉南市長宛で産業観光課に提出されております。農業委員会等に関する法律の13条第1項に辞任については市長並びに農業委員会の同意が必要と規定されております。その為、市長と農業委員会と合議という形になります。市長からの同意を得て、その後、本定例会にて農業委員の皆様のご同意を頂くという形をとらせていただいております。当人からも昨日、辞任届が届出されましたので、急遽、議案にあげさせていただきます。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 こういった案件は初めてでございますので。

〇〇委員 2点ほど教えていただけますか。住所が泉南市の方ではありませんが、委員を任命するときの住所要件は泉南市に限らないのでしょうか。2点目は、行政書士会との関係性について教えていただきたいです。

事務局 行政書士会との関係ですが、行政書士は農業委員会での中立の立場の委員という事です。国から農業委員の選定については中立の立場の人間を入れなさいとなっておりますので、泉南市では行政書士を選ばせていただいております。また、女性委員の投入という事も国の意向にありますので、行政書士会へ女性の行政書士を選任してもらえないかと相談したところ、泉南市在住の女性の行政書士の方が、他の委員もされており、重職は不可の為、他市在住の方が選任されました。任命に際しては議会の同意が必要であり、議会でも同様の質問がありましたので、そのように回答しております。

会長 〇〇委員、この件に関しまして任命当時は行政書士会の支部長をされていたかと思いますが、何か説明ありますか。

〇〇委員 当時、住まいは〇〇市在住ですが、泉南市内に事務所を持っており、泉南市で仕事をしていましたので選任させていただきました。

〇〇委員 後任の考えはありますか。

会 長 事務局とも話合いをしましたが、残りの在任期間が一年も無いので、欠員でいこうかという事ですが、いかがですか。

異議なし

事 務 局 もし、選任するのであれば、議会に上程しなければいけませんので、次の3月議会になります。

〇〇委員 村の選任ではありませんので、欠員でも問題ないかと思いますが。

会 長 よろしいですか、他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第30号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第30号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第19号1件について朗読する。報告第19号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。当該地については、前所有者が転用の届出のないまま、露天駐車場として整備されており、農地法の手続きが行われておりませんでした。資産整理の際に、地目が農地と知り、始末書添付の上うえ届出されたものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 長い間、手続きをしていないことに気づかないというような事が無いように出来ないですかね。このような問題が多くなっていますので。各地区の委員さんにおかれましては、絶えず注意を払って、埋立てをしているような所があれば、事務局にも情報を入れて、届出がされているかと声を掛けてください。そうする事でこういった事態も少なくなっていくと思いますのでよろしくお願いいたします。

〇〇委員 現況が雑種地となった時点で、課税は雑種地となるのですか。

事務局 現況課税になります。ですので、課税が宅地並みに変わっているので、登記地目も変わったものだと思い込んでいるのかもしれませんが。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第19号を終了します。

会 長 続きまして、令和4年報告第20号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第20号1件について朗読する。報告第20号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

10月7日に〇〇委員と現地確認を行っております。①番については、季節野菜を栽培しており②番については、水稻を行っております。③番については、水稻と一部野菜の栽培を行っております。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第20号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

会 長 た。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして10月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、12月9日（金）場所は、市役所別館 1階 大会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時10分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年11月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____